

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	働く人のメンタルヘルス事業の委託について
----	----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

◇第14条第1項（個人情報の収集を伴う委託等）

（担当部課：健康部保健予防課保健指導係）

事業の概要

事業名	働く人のメンタルヘルス事業																																						
担当課	健康部保健予防課																																						
目的	うつ病で休職中の人の職場復帰を支援するとともに、中小企業の事業主等に支援することで疾病理解や再発防止を図る																																						
対象者	うつ病で休職中の person、及び区内の中小企業の経営者や労務担当者等																																						
事業内容	<p>1. うつ病で休職中の当事者対象</p> <p>① うつ病対策講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うつ病の当事者を対象とした 50 名程度の講演会。病気の理解や復職へ向けての準備についての講義。年 2 回実施。 <p>② リワーク講座（職場復帰を目的としたグループワーク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者 20 名程度を対象としたグループワーク。「うつ病対策講演会」実施後に、5 回シリーズのリワーク講座を年 2 回実施。復職を目的として、気づきとチャレンジをキーワードとした小グループ活動を行う。 <p>③ 個別相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復職した当事者やうつ病を持ちながら就労している当事者に対し、仕事上の相談を中心とした個別相談。リワーク講座終了後に実施し、2 週間に 1 日開催。 <p>2. 中小企業の経営者・労務担当者対象</p> <p>① うつ病対策講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内の中小企業の経営者や人事・労務担当者 50 名程度を対象に、うつ病の正しい理解やうつ病を持つ従業員への対応の仕方などについての講演会。年 2 回実施。 <p>② 個別労務相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うつ病を持つ従業員への対応に苦慮している管理・監督者などを対象とした個別相談。中小企業向け講演会実施後、2 週間に 1 日開催。 <p>③ メンタルヘルス出張講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業から依頼があった時に、従業員を対象にメンタルヘルスの重要性を普及啓発する講演会を企業のちかくの会場で実施。 <p>実施スケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業内容</th> <th style="text-align: center;">4～6月</th> <th style="text-align: center;">7～9月</th> <th style="text-align: center;">10～11月</th> <th style="text-align: center;">1～3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当事者向け講演会</td> <td style="text-align: center;">1回</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リワーク講座（5回シリーズ）</td> <td style="text-align: center;">1回</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個別相談</td> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">2週に1回実施</td> </tr> <tr> <td>中小企業向け講演会</td> <td style="text-align: center;">1回</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個別労務相談</td> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">2週に1回実施</td> </tr> <tr> <td>メンタルヘルス出張講演会</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">企業から依頼があった時に実施</td> </tr> </tbody> </table>				事業内容	4～6月	7～9月	10～11月	1～3月	当事者向け講演会	1回		1回		リワーク講座（5回シリーズ）	1回		1回		個別相談		2週に1回実施			中小企業向け講演会	1回		1回		個別労務相談		2週に1回実施			メンタルヘルス出張講演会	企業から依頼があった時に実施			
事業内容	4～6月	7～9月	10～11月	1～3月																																			
当事者向け講演会	1回		1回																																				
リワーク講座（5回シリーズ）	1回		1回																																				
個別相談		2週に1回実施																																					
中小企業向け講演会	1回		1回																																				
個別労務相談		2週に1回実施																																					
メンタルヘルス出張講演会	企業から依頼があった時に実施																																						

件名 働く人のメンタルヘルス事業の委託について

保有課(担当課)	健康部保健予防課
登録業務の名称	働く人のメンタルヘルス事業
委託先	特定非営利活動法人 ストローク会
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1. うつ病で休職中の当事者対象事業</p> <p>① うつ病対策講演会：広報等で周知し、希望した当事者の以下の情報 ・氏名、住所</p> <p>② リワーク講座：うつ病対策講演会参加者で本事業を希望した当事者の以下の情報 ・氏名、性別、年齢、住所、電話番号、職業、病名</p> <p>③ 個別相談：リワーク講座終了者で本事業を希望する当事者の以下の情報 ・氏名、性別、年齢、住所、電話番号、職業、病名、治療状況、面談記録</p>
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	新宿区協働事業提案制度により採択された事業で、精神障害者の就労支援に長年の実績のある団体に「働く人のメンタルヘルス事業」の実施を委託することで、効果的・効率的な事業展開でき、事業対象者の利便性を図ることができる。
委託の内容	<p>うつ病で休職中の人の職場復帰を支援するため、下記の事業を委託して実施する。</p> <p>1 うつ病の当事者対象に病気の理解や復職へ向けての準備についての講演会。 2 うつ病の当事者対象に職場復帰を目的としたリワーク講座。 3 復職した当事者やうつ病を持ちながら就労している当事者対象の個別相談。</p>
委託の開始時期及び期限	平成21年4月1日 から 以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<p>1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する</p> <p>2 提供された情報は施錠できる金庫に保管する。</p>

件名 働く人のメンタルヘルス事業の委託について

保有課(担当課)	健康部保健予防課
登録業務の名称	働く人のメンタルヘルス事業
委託先	特定非営利活動法人 ストローク会
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	2. 中小企業の経営者・労務担当者対象 本事業の対象となる中小企業の以下の情報 事業所名、住所、電話番号、経営者・労務担当者等の氏名、FAX番号、面談記録
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	新宿区協働事業提案制度により採択された事業で、精神障害者の就労支援に長年の実績のある団体に「働く人のメンタルヘルス事業」の実施を委託することで、効果的・効率的な事業展開でき、事業対象者の利便性を図ることができる。
委託の内容	中小企業の事業主や労務担当者等に、うつ病の従業員への対応の仕方等の支援をすることで、疾病理解や再発防止を図るため、下記の事業を委託して実施する。 1 区内の中小企業の経営者や人事・労務担当者対象に、うつ病の正しい理解やうつ病を持つ従業員への対応の仕方などについての講演会。 2 中小企業の管理・監督者などを対象とした個別労務相談。 3 中小企業からの依頼で、従業員を対象にメンタルヘルス出張講演会の実施。
委託の開始時期及び期限	平成21年4月1日 から 以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。